



グリーンリカバリー 設備投資助成金

募集案内

省エネルギー化へ資する設備投資をサポートします



助成金の不正受給は犯罪です！

助成金の申請手続きにおいて、虚偽、不正等を行った場合は刑法上重大な犯罪になる可能性がありますので、**募集案内の要件**をよくご確認のうえ適正な申請をお願いします。

お問合せ

経済局ものづくり支援課 グリーンリカバリー設備投資助成金担当

TEL 045-671-3489

(Email: ke-yoi@city.yokohama.jp)

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所31階

目次

目次.....	- 2 -
制度の概要.....	- 4 -
1 制度の目的.....	- 4 -
2 予算額.....	- 4 -
3 助成率・助成金額.....	- 4 -
4 助成対象者の主な要件.....	- 4 -
5 助成対象となる設備投資の主な要件.....	- 4 -
手続の流れ.....	- 5 -
助成対象者の要件.....	- 6 -
1 助成対象者の要件.....	- 6 -
助成対象となる事業.....	- 8 -
1 助成対象となる設備投資.....	- 8 -
2 対象設備の一覧.....	- 9 -
3 生産設備など事業に必要な設備について.....	- 10 -
4 助成対象となる経費.....	- 11 -
5 助成対象外となる経費.....	- 11 -
申請前の準備.....	- 12 -
1 見積書の徴収.....	- 12 -
2 見積書の徴収（発注1件当たり税込み100万円以上の場合）.....	- 13 -
3 助成対象経費計算書の作成.....	- 14 -
手続① 仮エントリー兼省エネアドバイス申込.....	- 15 -
1 仮エントリーの登録と省エネアドバイスの申込.....	- 15 -
手続② 助成金交付申請.....	- 16 -
1 申請に必要な書類.....	- 16 -
2 誓約.....	- 17 -
3 助成金交付申請方法.....	- 18 -
4 申請期間.....	- 18 -
5 申請から交付決定までの流れ.....	- 18 -
手続③ 設備の契約・発注.....	- 19 -
1 設備の契約・発注.....	- 19 -
手続④ 助成金実績報告.....	- 19 -
1 実績報告に必要な書類.....	- 19 -
2 実績報告方法.....	- 20 -
3 実績報告期限.....	- 20 -
4 実績報告から交付額確定までの流れ.....	- 20 -

省エネフォローアップ訪問	- 21 -
1 フォローアップ訪問について.....	- 21 -
手続⑤ 助成金交付請求.....	- 21 -
1 交付請求書の提出.....	- 21 -
2 助成金の振込	- 21 -
注意事項、用語の定義.....	- 22 -
1 注意事項	- 22 -
2 用語の定義.....	- 23 -
お問合せ先.....	- 23 -
1 お問合せ先.....	- 23 -
2 ホームページ	- 23 -

制度の概要

1 制度の目的

本制度は、横浜市内の中小企業者が行う省エネ効果の高い設備投資に対する助成を行うことで、脱炭素経営の推進とエネルギー価格の高騰への支援、新型コロナウイルス感染拡大からの経済回復を図ります。

グリーンリカバリー：

持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化への取組など、環境を重視した投資を行うことで経済を復興させる手法

2 予算額

7,650 万円（想定申請件数：85 件）

3 助成率・助成金額

助成率	助成金額	
	上限額	下限額
助成対象経費の 1 / 2	200 万円	25 万円

4 助成対象者の主な要件

- ・横浜市内に事業所があり、**中小企業者**（P6 参照）であること
- ・申請の時点で**創業から 12 か月**を経過していること
- ・令和 4 年度の「グリーンリカバリー設備投資補助金」の交付を受けていないこと

5 助成対象となる設備投資の主な要件

- ・設備を導入する事業所において**横浜市で実施する「省エネアドバイス」**または**市が指定する機関が実施する省エネルギー診断等**を令和 4 年 4 月 1 日以降に受診し、受領した診断書等に基づく設備投資であること
- ・原則として**市内事業者から購入した設備**であること
- ・助成対象経費の総額が**税抜き 50 万円以上**であること
- ・**助成金交付申請日の翌日以降**に契約・発注していること

※このほかの要件については P 6～10 を必ずご確認ください

手続の流れ

申請前の準備 ▶ P.12

- ・募集案内に記載の要件を確認したうえで導入設備を選定し、事業者から見積書を取得します。

① 仮エントリー兼省エネアドバイス申込 ▶ P.15

横浜市 HP にアクセスし、助成金の仮エントリーと省エネアドバイスの申込をします。他機関ですでに省エネ診断を受診している場合などであっても仮エントリーは必須となります。

受付期間 令和5年4月24日(月)～7月31日(月)

※省エネアドバイスは予定件数に達した時点で受付終了します。

市-① 申請用の URL 送付・省エネアドバイスの日程連絡

仮エントリー受付後、登録したメールアドレスあてに申請用 URL をお知らせします。省エネアドバイスの希望者には1週間以内に担当者から日程調整のご連絡をします。

② 助成金交付申請 ▶ P.16

申請用書類を全て電子データで準備し、申請用 URL (市-①) から申請します。

申請期間 令和5年5月10日(水)～9月29日(金)

※予算に達した時点で申請受付を終了します。

市-② 助成金交付決定通知の送付

不備がなければ申請後1ヵ月程度で設備を導入する市内事業所住所あてに発送します。

③ 設備の契約・発注 ▶ P.19

助成金の申請日の翌日以降に、設備を契約・発注します。「④助成金実績報告」までに工事・納品、稼働、支払いまで完了してください。

④ 助成金実績報告 ▶ P.19

URL にアクセスし、助成金の実績報告申請を行います。(原則として設備の導入後2週間以内)

申請期限 令和5年12月28日(木) まで

市-③ 助成金交付額確定通知の送付

申請後1ヵ月程度で設備を導入する市内事業所住所あてに発送します。助成金交付請求書様式も同封します。

⑤ 助成金交付請求 ▶ P.21

市から送付された交付請求書(市-③)を郵送します。(原則として1週間以内)

提出期限 令和6年2月16日(金) まで

市-④ 省エネフォローアップ訪問 ▶ P.21

実績報告書提出後～3月までに専門家が訪問し、導入した設備等の稼働状況の確認や運用上の省エネアドバイスを実施します。

市-⑤ 助成金の振込

請求書に不備がなければ1ヵ月程度で指定の口座へ振り込みします。

助成対象者の要件

1 助成対象者の要件

次のすべてを満たしている必要があります。

- (1) **中小企業者**（※¹）であること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ア みなし大企業（※²）
 - イ 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条第 1 項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業
- (2) **横浜市内に事業所**（本社、支社、工場、研究（部門）所、店舗等）（※³）があること。
- (3) 交付申請日において**創業から 12 か月を経過**していること。（創業の日付は法人の場合は設立登記日、個人の場合は所得税法第 299 条に規定する開業の届け出を行い新たに事業を開始した日。）
- (4) **横浜市税**（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては個人市民税をいう。以下同じ。）の**納税義務者**（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であること。
- (5) 市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (6) 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (7) 横浜市暴力団排除条例に基づく暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがある法人でないこと。法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (8) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと。
- (9) **令和 4 年度の「グリーンリカバリー設備投資補助金」の交付を受けていないこと。**

※¹ 中小企業者

下表に掲げる中小企業基本法第 2 条第 1 項に定義される「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす法人又は個人事業主を指す。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業、情報通信業（下表の業種）	5,000 万円以下	100 人以下
④ 飲食サービス業、小売業	5,000 万円以下	50 人以下

③ 情報通信業の分類

以下業種分類は③に該当します。その他の情報通信業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等）については、①に該当します。（詳細は、総務省「日本標準産業分類」をご確認ください。）

大分類	中分類	小分類	
情報通信業	放送業	すべて	
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業	
		音声情報制作業	
		広告制作業	
	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		

※² みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者を指します。

- ア 一つの大企業（中小企業者以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者
- イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

※³ 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設を指します。

本助成金においては自宅兼事業所への導入は居住用途との用途区別がつけがたいため原則として対象外となります。

《例外として認められるケース》

来店する顧客に対して商品・サービスを提供する独立した店舗部分（飲食店、小売店など）に設置するものであり、専ら事業の用のみに使用すること（自宅用と兼用するものは対象外）。

助成対象となる事業

1 助成対象となる設備投資

次のすべてを満たしている必要があります。

- (1) 助成対象者が事業を営む**市内の事業所へ導入し、常時当該事業所内で使用する設備**であること。
- (2) 設備を導入する事業所において**横浜市の「省エネアドバイス」**または市が指定する機関(p.15 参照)が実施する**省エネルギー診断等**を**令和4年4月1日以降に受診し**、受領した診断書等に基づく設備投資であること。
- (3) **市内事業者** (※¹) または**準市内事業者** (※²) から発注していること。
さらに**発注1件当たり税込100万円以上の場合**は**市内事業者** (※¹) **2者以上の見積合わせ**を行い、最低価格にて発注していること。
- (4) **助成金交付申請の翌日以降の契約・発注**であること。
- (5) 1事業者につき1事業所 (※³)、導入設備が**3種以内**であること。
- (6) **対象設備の一覧 (P.9)** に記載の条件を満たすこと。
- (7) 助成の対象となる経費 (以下「助成対象経費」という。) の総計 (※⁴) が**税抜き50万円以上**であること。
- (8) **令和5年12月28日までに納品又は工事及び支払等が完了し、実績報告申請まで終えること。**

(※¹) 市内事業者

横浜市契約規則に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所 (支店や営業所は含まない) の所在地が市内である者、主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に記載されていない団体をいいます。(確認書類については p.13 参照)

(※²) 準市内事業者

横浜市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者をいいます。

(※³) 1事業者につき1事業所の申請

1事業者につき1事業所への導入に限り申請可能です。複数事業所への導入について申請することはできません。

(※⁴) 助成対象経費の総計

設備の本体価格の合計額に、設備本体と一体として支払われる附属設備の購入費並びに設置工事費 (p.11 参照) を加えた金額。

2 対象設備の一覧

事業所の省エネルギー化に資する設備であって次に掲げるもの

対象設備	対象となる条件	
(1) 空調設備	トップランナー基準を達成※ ¹ するもの、または同等の性能を有すると認められるもの※ ²	更新のみ
(2) ボイラー・給湯設備	次のいずれかに適合するもの ・ボイラー・給湯効率が95%以上 ・潜熱回収型であること ・グリーン購入法基本方針11-1に規定するヒートポンプ式電気給湯器の判断基準に適合するもの	
(3) 冷凍冷蔵設備	トップランナー基準を達成※ ¹ するもの、または同等の性能を有すると認められるもの※ ²	
(4) 変圧器	トップランナー基準を達成※ ¹ するもの、または同等の性能を有すると認められるもの※ ² (キュービクル等の受変電設備も含む)	
(5) 産業用モーター (モーター本体、コンプレッサー、ポンプ、送風機に限る)	三相200V、モーター出力0.75kW以上であり、トップランナー制度に準拠したIE3モーターを搭載するもの、または同等の性能を有すると認められるもの※ ²	
(6) LED照明	既存の照明設備を新たにLED照明に更新するものに限る(電気工事を伴わない光源部のみの交換やLEDからLEDへの交換は除く)	
(7) コージェネレーションシステム	既設事業所のエネルギー使用量の削減が見込まれるもの	のみ 新設
(8) 高断熱窓	Low-E複層ガラスなど高断熱窓ガラスへの交換(内窓設置を含む)であって、既設事業所のエネルギー使用量の削減が認められるもの	(内窓は新設) 更新のみ
(9) 生産設備など事業に必要な設備 (1)～(8)を除く)	生産性向上かつ現有設備と比較して10%以上のエネルギー使用量削減が見込まれる設備(機械及び装置※ ³ に限る)	場合 更新の
	生産性向上かつ前モデルと比較して10%以上のエネルギー使用量削減が見込まれる設備(機械及び装置※ ³ に限る)	合 新設の場

(※1) トップランナー基準を達成

エネルギーの仕様の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき定められた令和5年4月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するものを指します。

(※2) 同等の性能を有すると認められるものと認められる範囲

トップランナー制度の適用外であって適用設備と同等以上の性能を有し、現有設備と比較して15%以上のエネルギー使用量削減が見込まれる必要があります。

(※3) 機械及び装置

法人税法施行令等(固定資産税の償却資産)の「機械及び装置(第2種)」に該当するものを指します。
構築物(第1種)、車両及び運搬具など(第3～5種)、工具・器具及び備品(第6種)は対象になりません。

対象外となる設備 p.9 表(1)～(9)に記載の設備であっても次に該当するものは対象となりません

- (1) 中古品又はリース取引に基づき取得したもの
- (2) 事業所以外に効果が波及するもの（事業所のうち居住用途との用途区別ができないもの）
- (3) 複数の事業者で共同所有するもの
- (4) 予備的もしくは将来に備えるもの
- (5) 販売、貸付等（自社にて販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む）による利益を目的としているもの
- (6) 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、蓄電池など）
- (7) 助成対象者と資本関係がある事業者、申請者の役員若しくは2親等内の親族が役員として属する事業者又は事業を営んでいない個人からの購入したもの
- (8) 同一の設備等において本市及び他の公的補助制度の交付決定又は支払いを受けているもの（他の補助金と重複して支払いを受けることはできません。状況を確認するため、他の補助制度執行機関、部署と情報を共有することがあります。）

3 生産設備など事業に必要な設備について

「(9) 生産設備など事業に必要な設備」について申請する場合は、導入によりどのように生産性が向上するか（業務の効率化や付加価値の向上）を記載いただきます。



《導入設備事例と生産性向上効果の記載例》

<事例1>複合加工機

当該設備の導入により、これまで、旋盤からマシニングセンタの2工程で行っていた加工を1つに集約することができ、さらにセットから完成までの一連の作業を自動で行えるため、1つの部品にかかる加工時間が短縮される。また、部品の取付・取り外しの回数が少なくなることで完成品の精度を均一に保つことが可能になる。

<事例2>曲げ加工機

これまで厚さ3mmまでの加工でとどまっていたところ、厚さ6mmまでの加工が可能となり、受注できる幅が広がった。また、オプションとして自動追従装置を搭載することで、これまで2人で行っていた作業を1人で行えるようになり、この分の人員を他の作業に充てることができるようになる。

4 助成対象となる経費

設備本体に加え、設備本体と一体として支払われる附属設備の購入費並びに設置工事費（設備の購入とは別に工事や付属品を発注している場合、その費用は経費として認められません）

対象経費の例

設備費用：設備本体、本体の稼働に必要不可欠または省エネ性向上に資する附属設備（空調設備と合わせて導入する全熱交換器やLED照明と合わせて導入する人感センサーなど）

工事費用：労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、設置作業費、直接工事費、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

※諸経費・雑費など不明瞭な費目は対象経費に含めることができません

5 助成対象外となる経費

次の経費は助成の対象外となる例です。

- （1）公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- （2）各種保証・保険料（延長保証など）、振込手数料等
- （3）既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費（リサイクル料も含む）
- （4）既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費
- （5）サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- （6）購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用

助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは、助成対象経費から除外します。

申請前の準備

1 見積書の徴収

見積書の注意点

※設備種類ごとに見積・発注としてください。

(空調と LED を同一事業者が発注する場合も見積書や発注書は分けてください。空調を 2 台など同種の設備を複数導入する場合は分割することに合理的な理由がない限り合算して 1 発注とします。)

※対象経費と対象外経費が同一の契約に含まれる場合は、明確に区別して記載された見積書を提出してください。区別が難しいものは助成対象経費から除外します。

※税込み 100 万以上の発注の場合は、市内事業者 (本店が市内である事業者) 2 者以上の事業者から見積書を徴収してください。安価な金額をもとに交付額を決定します

※物品や工事の性質上、市内事業者では調達・施工が困難な場合は理由書 (第 6 号様式) の提出が必要となります。事前に担当者までご相談ください。

(特殊な技術を要する工事や特殊な物品で購入先が特定される場合など)

宛名は申請者と一致しているか

見積書上の業者の住所または電話番号 (支店や営業所も可) が横浜市内であることが必要
発注金額が 100 万円以上の場合、法人登記簿や横浜市有資格者名簿での本店が市内であることの証明書類が必要 (p.13 参照)

見積書

令和5年5月1日

株式会社〇〇〇〇

様

〒123-4567

横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ビル

株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 □□□□

TEL: 045-000-0000

件名: LED工事一式

合計金額 ¥682,000- 円

品名	数量	単位	単価	金額	摘要
② LEDベースライト	15	台	40,000	600,000	
② 取付工事費	1	式	50,000	50,000	
② 消耗品機材費	1	式	5,000	5,000	
撤去作業費	1	式	10,000	10,000	
その他諸経費	1	式	5,000	5,000	
値引き	1	式	-50,000	-50,000	
				620,000	
				62,000	
				682,000	

対象経費と対象外経費が含まれる場合は、対象経費にラインマーカーを引いてください。

設備種類ごとに番号を振ってください。

2 見積書の徴収（発注1件当たり税込み100万円以上の場合）

1件当たりの発注金額が税込み100万円以上となる場合は、市内事業者（本店が市内に限る）2社以上の見積もり合わせが必要です。

全ての見積事業者について、市内事業者であることの証明として下記書類の提出が必要となります。

法人からの購入の場合

次のいずれかの書類が必要

- ・見積事業者の「法人登記簿謄本」（3カ月以内に発行されたもの）
本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内であることが確認できること
- ・「横浜市一般競争入札有資格者名簿」
所在地区分が「市内」であることが確認できる箇所

個人事業主からの購入の場合

次のいずれかの書類が必要

- ・見積事業者が記載した「横浜市内事業者であることの誓約書（第4号様式）」
営業実態を確認できる資料を追加でお願いする場合があります
- ・「横浜市一般競争入札有資格者名簿」
所在地区分が「市内」であることが確認できる箇所

横浜市有資格者名簿は横浜市HPで公開されています。

有資格者名簿（工事）

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/meibo.html>

有資格者名簿（物品・委託等）

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=MeiboBuppinSearch>

有資格者名簿一覧（工事）

PCVK2000

【工事】

[<<検索画面に戻る](#)

※掲載されている情報は、随時、更新される場合があります。

検索条件：市内、ア、

※工程、細目、等級等の詳細については、[こちらを参照してください。](#)

外字等については、簡易な字体又はひらがなに置き換えて記載しています。

令和5年3月1日 現在

全92件中 1 - 50件目

[次へ>>](#)

業者コード	企業識別番号 所在地区分	所在地区分 番号又は名称	主たる営業所の所在地(上段) 支店等所在地(下段)	代表者氏名(上段) 受任者氏名(下段)	資本金 単位:円	電話番号(上段) FAX番号(下段)	登録工程			資格開始 年月日
							工程	細目	等級	
	市内						01: 土木	a	C	R 3年 4月 1 日
							02: 舗装	a	C	
							04: 港湾	ab		

3 助成対象経費計算書の作成

横浜市 HP から Excel 様式をダウンロードし、金額が低廉な見積書をもとに作成します。

第3号様式（第7条第2項）				
助成対象経費計算書				
見積書に記載の内訳のうち、助成対象経費として計上する費用を記入してください。				
設備1	設備種類（選択してください）	(1) 空調設備		
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	業務用空調室内機	1,000,000	1	1,000,000
	業務用空調室外機	500,000	1	500,000
	搬入作業費	200,000	1	200,000
	ドレン排水処理	20,000	1	20,000
	室内養生費	10,000	1	10,000
	試運転調整費	10,000	1	10,000
	消耗品費	5,000	1	5,000
	値引き（-で入力）			▲ 700,000
合計			1,045,000	
設備2	設備種類（選択してください）	(6) LED照明		
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	LEDベースライト(15台分)	40,000	15	600,000
	取付工事費	50,000	1	50,000
	消耗品機材費	5,000	1	5,000
				0
				0
				0
値引き（-で入力）			▲ 35,000	
合計			620,000	
設備3	設備種類（選択してください）	(9) 生産設備など生産・販売に直接供する設備		
	項目	単価／(円)	数量	金額／(円)
	旋盤機械	2,000,000	2	4,000,000
	機械調整費用	5,000	1	5,000
				0
				0
				0
				0
値引き（-で入力）				
合計			4,005,000	
設備1,2,3へ区分できないもの	項目	単価／円	数量	金額／円
				0
				0
				0
値引き（-で入力）				
合計			0	

見積書に対象外経費が含まれる場合、値引き額は対象外経費に充当し残額を上記値引き額に記載いただくことができます。
 見積書の値引き金額と本計算書記載の値引き金額が異なる場合はその算出根拠を記載してください

(設備2) LEDの値引き額(50,000円(見積り上の値引き) - 15,000円(撤去作業費とその他諸経費の計)) = 35,000円

対象経費の総計 (50万円以上で助成金申請可能です)	5,670,000
----------------------------	-----------

※対象経費の総計のセルが赤字となる場合は要件を満たしていません

金額は「税抜き」で入力

値引きの取り扱い①
 (本体費用)
 空調室内機 1,000,000円
 空調室外機 500,000円
 本体値引き -700,000円
 (工事費用)
 ...
 の様に助成対象経費から値引きされている場合は、値引き額の全額を入力

値引きの取り扱い②
 LED本体 600,000円
 取付工事費 50,000円
 消耗品機材費 5,000円
 撤去作業費 10,000円
 その他諸経費 5,000円
 値引き -50,000円
 の様に合計金額から値引きされている場合は、助成対象外経費に値引き額を充当してその残額を値引き欄に入力することが可能
 その場合は下欄に充当額の内訳を記載します。

50万円以上か確認

手続① 仮エントリー兼省エネアドバイス申込


1 仮エントリーの登録と省エネアドバイスの申込

本助成金は設備更新等を行うことで CO2 削減効果が見込まれると認められる事業に対して助成を行うものです。横浜市（IDEC 横浜に委託）で実施する「省エネアドバイス（無料）」に申し込み、設備導入による CO2 削減効果が記載された「報告書」を受け取ってください。

なお、令和4年4月1日以降に市が指定する機関が実施する省エネルギー診断等※を受診し、設備導入による省エネルギー効果及び CO2 削減量が記載された診断書等の写しを提出できる場合は「省エネアドバイス」を受ける必要はありません。

IDEC 横浜の省エネアドバイスを希望する場合は仮エントリー時に希望する旨ご入力ください。後日日程について担当者からご連絡します。他機関で診断等を受診済みの場合も仮エントリーの登録は必要です。

～仮エントリー・省エネアドバイスの流れ～

申込・予約	<p>「仮エントリー兼省エネアドバイス申込フォーム」より必要項目を入力します。</p> <p>省エネアドバイスは7月31日（月）までに申込みをしてください。</p> <p>横浜市トップページからは次のとおり画面遷移してください。</p> <p>事業者向け情報 > 中小企業支援 > 経営支援 > 設備投資への支援</p>  <p>・新たに導入を希望する設備のメーカー名と品番、現在使用している設備のメーカー名と品番を入力いただきますので、予め控えておいてください。 （導入設備を迷われている方はわかる範囲で入力をお願いします。品番の記載のない場合は訪問前に確認させていただく場合があります）</p> <p>・見積書を予め取得していただくことをおすすめします。</p> <p>・販売店から省エネ試算書を取得できる場合はあらかじめ取得をお願いします。</p>
専門家訪問	<p>指定の日時に専門家が伺い、業務内容や設備の使用状況等について確認します。導入を希望する設備についてもヒアリングした上で、事業所の状況に応じた省エネアドバイスを実施します。</p> <p>現在の設備と導入を希望する設備のカタログや仕様書(消費電力等が分かるもの)をご用意ください。</p>
報告書受取	<p>訪問後2週間以内（導入設備が決定している場合）に登録いただいたメールアドレスあてに報告書を送付します（メールに記載の URL からダウンロードいただけます）。</p>

※市が指定する機関が実施する省エネルギー診断等

エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門家によりエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにする診断を指し、次の機関による実施するもの。

申請する設備を導入することによる二酸化炭素排出量の削減効果が記載されたものに限る。

- ・一般財団法人 省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」
- ・経済産業省「地域プラットフォーム構築事業（省エネお助け隊）」による診断
- ・神奈川県（省エネルギー診断）※令和5年度は実施していません

経済産業省「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」における簡易診断は対象となりません

手続② 助成金交付申請

1 申請に必要な書類

法人・個人事業主 共通

●省エネアドバイス報告書、または市が指定する機関が発行した省エネ診断書の写し

- ※令和5年度に省エネアドバイス報告書をEmailで受領している場合は添付不要
- ※訪問日が令和4年4月1日以降であること
- ※申請設備を導入することによる省エネルギー効果及びCO2削減量が明記されていること

●見積書等経費の内訳がわかる書類の写し

- ※100万以上の発注の場合は複数の市内事業者から徴収した見積書すべてを添付してください
- ※P.12の見積書の注意をご確認ください
- ※特注品等で市内事業者からの発注が困難な事情がある場合はその理由書(第6号様式)

●市内事業者(本店が横浜市内)からの購入であることがわかる書類の写し

《100万円以上の発注の場合のみ必要》

- ※横浜市一般競争入札有資格者名簿、法人登記簿(3か月以内に発行されたもの)、市内事業者である誓約書(第4号様式、個人事業主からの購入の場合のみ使用可)のいずれか(p.13)

●助成対象経費計算書(第3号様式)

- ※p.14助成対象経費計算書の作成をご確認ください

●役員等氏名一覧表(第5号様式)

●導入設備の仕様がわかる資料

- ※カタログや仕様書のうち型番やトップランナー基準達成などの設備条件を満たしていることがわかる箇所

●導入設備の設置予定場所の写真

- ※更新前の設備の全体が写るように撮影
- ※同一の設備を複数個所に導入する場合は、導入箇所ごとに撮影

法人

●設備を導入する事業所が市内であること・創業から12か月経過していることが確認できる書類

次の①②の両方を用意してください。

- ①「法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」(3か月以内に発行されたもの)
- ② 横浜市で発行された最新の「法人市民税納税証明書」
(3か月以内に発行されたもの・領収書は認められません)

個人事業主

●設備を導入する事業所が市内であること・創業から12か月経過していることが確認できる書類

次の①②の両方を用意してください。

- ① 受付印が押印された「開業届の写し」または営業許可証等の資格証明書
※事業所住所に市内住所が記載されていること、1年以上事業継続が認められるかご確認ください
※申請日前1年以内に届出た開業届では受付できません
※マイナンバーが記載されている場合は必ず黒塗りしてください
- ② 横浜市で発行された最新の「個人市民税納税証明書」
(3か月以内に発行されたもの・領収書は認められません)

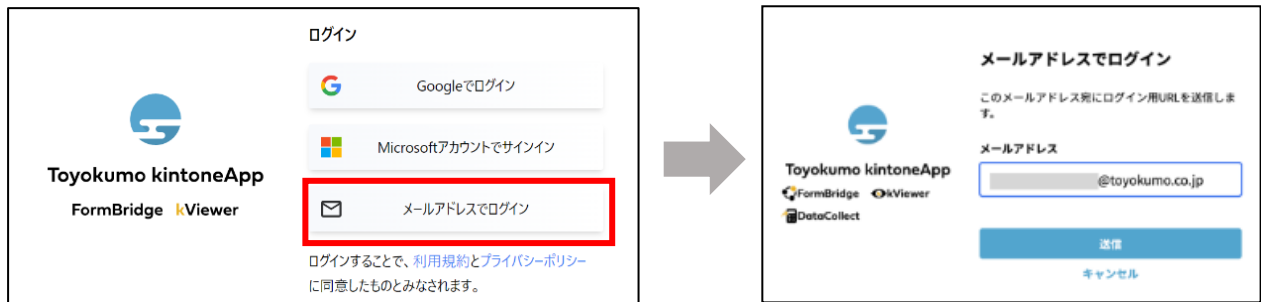
2 誓約

申請時に次に掲げる項目について確認、誓約します。

項目
申請者は、助成対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。（助成対象経費の合計金額から、助成金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。）申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用します。
申請者は、本助成金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、新規設備の導入後に速やかに従前の設備を撤去・処分します。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件> ・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・創業から12か月を経過していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
申請者は、助成対象設備を申請者の役員が属する企業等から購入しません。また申請者の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等から購入しません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本助成金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、申請者の名称とその内容を公表すること、及び本助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、グリーンリカバリー設備投資助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地（全事業者にフォローアップ訪問を行います）及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署及び公益財団法人横浜企業経営支援財団と共有することに同意します。

3 助成金交付申請方法

- ① 仮エントリーを受付後、1週間以内に登録いただいたメールアドレスあてに「グリーンリカバリー設備投資助成金申請フォーム」の URL をお送りします。
(メールが届かない場合は迷惑メールに振り分けられている可能性があります。また、設定をご確認ください。)
- ② メールに記載の URL をクリックすると「Toyokumo kintoneApp」が表示されます。「メールアドレスでログイン」を選択してください。仮エントリーで登録したメールアドレスを入力します。



- ③ 「Toyokumo kintoneApp サービス」からログイン用 URL が記載されたメールが届きます。



申請フォームでは、必要項目の入力とともに、次の書類をアップロードしていただきます。対象となる書類のデジタルデータを予めご用意ください。データの形式は、XLSX、PDF、JPEG、PNG のいずれかとし、文字がはっきりと認識できるようにしてください。

4 申請期間

申請受付期間 **令和5年5月10日(水) ~ 9月29日(金)**

※予算額に達した場合は、申請期限前に受付を終了します。

5 申請から交付決定までの流れ

ご申請いただいた内容について横浜市で審査を行い、適当と認める場合は設備導入する市内事業所所在地あてに「交付決定通知書」を送付します。(不適当と認める場合は「不交付決定通知書」を送付します。)

適正な申請が行われてから1か月を目安にお送りします。

書類の不備・不足があった場合は、修正作業用の URL (アドレス) を登録いただいたメールアドレスへ通知しますので、指示に従い適切なご対応をお願いします。

※ 申請書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が延びる場合があります。

※ 一定期間の間に修正に応じていただけない場合は不交付となる可能性があります。

手続③ 設備の契約・発注

1 設備の契約・発注

設備を契約・発注します。また、手続④実績報告書申請までに納品・工事をすべて完了させ、代金全額の支払いを完了させてください。

設備によっては納期まで日程を要することから、助成金交付申請日の翌日以降の契約・発注を認めています。ただし審査の上、不交付となる可能性がございますのでご注意ください。

手続④ 助成金実績報告

1 実績報告に必要な書類

法人・個人事業主 共通

●設備の設置・施工の内訳がわかる領収書等

- ※領収書の発行者欄に、**横浜市内の「住所」**又は**「電話番号」**が記載されていること
- ※**宛名**が記入されていること（法人：法人名、個人事業主：「屋号・商号」又は「代表者名」）
- ※領収書に内訳が記載されていない場合は、内訳のわかる契約書、納品書等も必要です
- ※見積書と同様、内訳では対象外経費を明確に区別してください

●導入設備の設置・施工後の様子がわかる写真

- ※設備の全体像（更新前写真と同じアングルで撮影したもの）と製品の型式番号が読み取れるアップの写真の2枚が必要です。

●助成対象経費計算書（第3号様式）

- ※領収書の内訳を助成対象外経費（p.11 参考）を抜いた金額で作成してください。
- ※見積り時と内訳の金額に変更がない場合は省略可能です。
- ※見積り時より費用が増額した場合であっても交付決定額を超えて交付することはできません。

●交付申請後に横浜市から郵送された交付決定通知書（第7号様式）

2 実績報告方法

「グリーンリカバリー設備投資助成金実績報告入力フォーム」より必要項目を入力します。

横浜市トップページからは次のとおり画面遷移してください。

- > 事業者向け情報
- > 中小企業支援
- > 経営支援
- > 設備投資への支援



※仮エントリー時に登録いただいたメールアドレスを入力いただくことでログインします。

3 実績報告期限

報告期限 **令和5年12月28日(木)まで**

期限直前には申請が集中しますので、設備の導入・支払い完了後2週間以内に申請してください。

4 実績報告から交付額確定までの流れ

ご提出いただいた内容について横浜市で審査を行い、設備導入する市内事業所所在地あてに「交付額確定通知書」を送付します。

適正な申請が行われてから1か月を目安にお送りします。

書類の不備・不足があった場合は、修正作業用のURL（アドレス）を登録いただいたメールアドレスへ通知しますので、指示に従い適切なご対応をお願いします。

※書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が延びる場合もあります。

省エネフォローアップ訪問

1 フォローアップ訪問について

助成金実績報告申請以降、本市が派遣する専門家が投資先の事業所に伺い、現地確認と省エネアドバイスをを行います。責任者の立会いをお願いします。設備投資内容の確認、報告書類の根拠確認及び運用上の省エネアドバイスをを行います。状況によっては、追加資料の提出をお願いする場合があります。

担当者からお電話またはメールにて日程のご連絡を差し上げます。

フォローアップ訪問は全事業者（横浜市の省エネアドバイスを受けていない事業者を含む）受けていただく必要がありますのでご協力をお願いいたします。

手続⑤ 助成金交付請求

1 交付請求書の提出

交付額確定通知書受領後から、**原則1週間以内**にご提出をお願いします。

提出に必要な書類と提出方法につきましては、交付額確定通知書を送付する際に同封するご案内にてご確認ください。

提出期限

令和6年2月16日(金)

※提出期限を超えた場合は、助成金をお支払いすることができない場合があります。

2 助成金の振込

適正な「交付請求書」を横浜市が受領後、1か月程度でご指定の口座に助成金が振り込まれます。

注意事項、用語の定義

1 注意事項

(1) 交付申請の取下げ・変更について

ア 申請の取下げについて

助成金交付決定通知書の交付を受けた後に、助成金交付申請の取下げが生じた場合には、交付申請取下届の提出が必要になります。速やかに下記お問合せ先までご連絡ください。

イ 交付申請内容の変更について

名称・所在地・代表者等の変更や、設備投資計画に変更が生じた場合は下記お問合せ先までご連絡ください。

<問合せ先>

横浜市経済局ものづくり支援課 グリーンリカバリー設備投資助成金担当

電話：045-671-3489

(2) 助成金の交付決定の取消しと返還について

次の場合には、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

ア 助成金の交付を行う日までに助成金の交付を受けようとする者の要件を満たさなくなったとき

イ 公序良俗に反する等、市長が不相当と認めたとき

ウ 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為等があったとき

エ 助成金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき

オ 助成対象となる経費の全部もしくは一部について、本市の他の助成制度又は他の公的助成制度（以下これらを「他の助成制度」という）の交付決定又は他の助成制度の助成金等の支払いを既に受けていたとき

カ 助成金の交付を受けて取得した設備等を取得した時より当該耐用年数（5年を超えるときは5年）を経過する前に処分したとき

キ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき

(3) 申請手続き及び連絡について

必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。提出資料の修正等、本市からの連絡は、原則メールにて取らせていただきます。メールアドレス、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(4) 事業者の公表について

助成金の交付を受けた事業者の概要及び交付年度、活動内容の概要、助成金額等を公表する場合があります。

(5) 収集する情報の取扱いについて

経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等のため、申請者の情報を利用する場合があります。

2 用語の定義

(1) 創業

所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行い新たに事業を開始すること、又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始すること。

(2) 中古品

一度使用された物品、もしくは、使用されない物品で使用のために取引されたもの、または、これらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

(3) リース取引

法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引をいう。

(4) 常時使用する従業員

業務に従事する者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・会社役員
- ・個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）
- ・日々雇い入れられている者
- ・2か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・試用期間中の者
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

お問合せ先

1 お問合せ先

助成制度全般、対象設備、申請手続きについて

TEL 045-671-3489

（横浜市経済局ものづくり支援課 グリーンリカバリー設備投資助成金担当）

省エネアドバイスや報告書の内容について

TEL 045-225-3724

（IDEC 横浜 イノベーション支援課）

受付時間 9：00～17：00

（12:00～13:00 及び土・日・祝日を除く）

2 ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/greenrecovery.html>

横浜市 助成金 グリーンリカバリー